

5 施設等利用給付認定後の申請内容の変更について

保育を必要とする事由の変更（就労から求職活動、妊娠出産から育児休業等）、結婚や離婚に伴う氏名・世帯員の変更などが生じた場合は「施設等利用給付認定変更申請書」と、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付して提出してください。

6 翌年度以降における保育の必要性の確認（現況確認）について

施設等利用給付認定を受けた場合、認定の有効期間内において引き続き就労などの保育の必要性があるかを確認するため、年1回の現況届の提出が必要となります。

必要な書類については「4 保育の必要性の認定に必要な書類等」をご確認ください。

なお、保育の必要性を確認した結果、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、施設等利用給付認定を取り消すことになります。（例：就労における実働時間の実績が、確認した月の中でいずれも64時間を下回る実働時間であった場合）

現況確認の書類等の提出時期については、別途お知らせします。

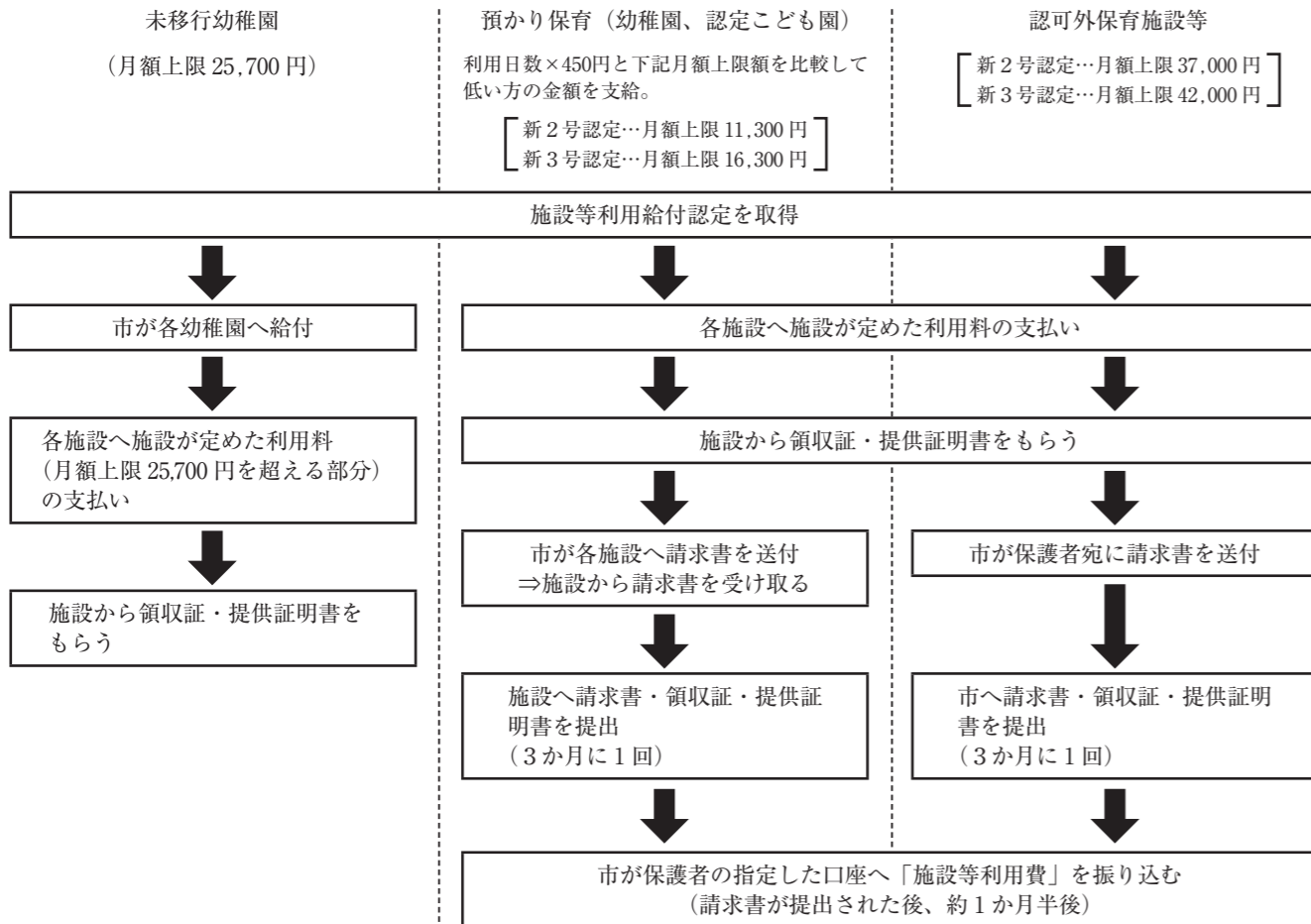
7 市外へ転出する場合

大分市の施設を利用中で、市外へ転出後も継続して同じ施設を利用される場合は、転出先の市区町村において、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

（注意）市外への転出日をもって、大分市での施設等利用給付認定は終了します。

転出の手続きをされる前にご自身で転出先の市区町村へ認定の手続きについてご確認ください。

8 施設等利用費の支給の流れ



※月途中で施設等利用給付認定を受けた場合（転出等により終了した場合も含む）、月額上限額は日割りになります。

令和7年度

施設等利用給付認定 申込のてびき

下記の施設等を利用し、幼児教育・保育の無償化の適用を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

- ・私立幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）
- ・認定こども園、新制度に移行した幼稚園の預かり保育
- ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など



施設等利用給付認定に関するお問い合わせ先

大分市 子ども入園課 管理担当班

TEL 097-537-5789

※企業主導型保育事業の認定は教育・保育給付認定になります。

施設等利用給付認定について

1 「施設等利用給付認定」の種類

施設等利用給付認定は、利用する施設や保育の必要性の有無、こどもの年齢によって区分が分かれています。

認定区分	保育の必要性	対 象 施 設	認 定 要 件
第1号認定	無し	・幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園） ・特別支援学校幼稚部	満3歳以上の小学校就学前のこども（幼稚園は入園できる時期にあわせて満3歳から）
第2号認定	有り	・幼稚園等*の預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前こども*であって、 <u>保育の必要性がある</u> こども ※申請年度4月1日時点で3歳以上のこども
第3号認定		・病児保育事業 ・ファミリーサポート・センター事業 ※幼稚園等・・・幼稚園、認定こども園（1号）、特別支援学校幼稚部	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前こども* ¹ であって、 <u>保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯</u> * ² のこども ※1 申請年度4月1日時点で3歳未満のこども ※2 両親ともに所得がない場合、同一住所に同居親族がいる際、祖父母等を含めて算定する場合があります。

2 保育を必要とする事由

新2号・新3号認定を申請する際には、対象となるこどもの両親またはその他の保護者等が次のいずれかの事由に該当し、そのこどもの保育が必要であると認められる必要があります。

事 由	状 況
就 労	仕事（月64時間以上）をする場合（フルタイム、パートタイム、内職など基本的にすべての就労形態を含む）。
妊娠・出産等	妊娠中、または出産後間がない場合。
疾病・障害	病気やケガをしたり、心身に障害がある場合。
同居親族の看護・介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時看護又は介護をしている場合や、療育機関等への親子通所（月64時間以上）をしている場合。 ※多胎児を養育しており、そのきょうだい児が対象児童である場合、「同居親族の看護・介護」に類するものに該当。
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合。
求職活動等	求職活動等をおこなう場合（起業準備を含む） ※月64時間を下回る就労についても求職活動等とみなします。
就 学	大学や専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に月64時間以上通っている場合。
虐待やDV 避難	虐待やDV 被害の恐れがある場合。
育児休業中の継続入所	保護者の育児休業等開始時点で対象施設に在籍または利用中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き同一施設の利用が必要と認められる場合。
その他	上記と同様の状態と認められる場合。

※必要性の認定を判定する上で、担当職員より就労（予定）先などに状況を確認させていただく場合があります。

※申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

3 施設等利用給付認定の有効期間（認定期間）

新2号、新3号認定は保育を必要とする事由により認定期間が異なります。認定期間が終了した場合は、施設等利用費の支給の対象となりません。引き続き支給の対象となるには、認定期間終了前までに必要書類を提出の上、再度保育の必要性の認定を受ける必要があります。なお、認定開始日は書類等の提出日以後からとなり、遡っての認定はできませんので、ご注意ください。

事 由	状 況
第1号認定	当該児童の小学校就学前まで
就 労 疾病・障害 同居親族の看護・介護 災害復旧 虐待やDV 避難	当該児童の小学校就学前まで （提出書類によっては有効期間あり）
妊娠・出産等	出産予定月とその前後2か月まで
求職活動等	約2か月間（効力発生日から起算して50日を経過した日を含む月末まで）
就 学	保護者の卒業予定日を含む月末まで
育児休業等の期間内における継続入所（継続児に限る）	育児休業等が終了する日を含む月末まで ※一時預かり利用の場合は認定不可
その他	市長が必要と認める期間

※新3号認定の児童は、3歳になった次の3月31日までが「有効期間」ですが、市町村民税の年度切り替え等によって、市町村民税非課税世帯でなくなった場合は、認定期間が終了します。

4 保育の必要性の認定に必要な書類等

申込には、次の①②両方の書類が必要です。

① 施設等利用給付認定申請書兼現況届出書（きょうだい児の場合、それぞれに必要）

② 保育を必要とすることを証明する書類（保護者それぞれの書類が必要）

保育を必要とする事由	提出書類	備 考
就 労	就労証明書	「就労予定」の状態で証明書を提出した場合、勤務開始後に改めて就労証明書の提出が必要。
妊娠・出産等	母子手帳のコピー	表紙（保護者名記載のページ）と分娩予定日がわかるページ。
疾病・障害	診断書（保育の必要性認定用） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳等のコピー	診断書の治療期間や各手帳の有効期間が属する月の末日までが認定の有効期間です。
同居親族の看護・介護	診断書及び看護・介護申立書	療育機関への親子通所の場合は「在園・通園証明書」も必要。
災害復旧	り災証明等	
求職活動等	求職活動状況申告書	起業準備の方は「就労証明書」も必要。
就 学	就学状況報告書 在学証明書 カリキュラム	
育児休業中の継続入所	（共通）就労証明書、在園通園証明書 【外勤】育児休業証明書 【自営】育児に伴う休業証明書	育児休業等開始時点で保育施設に在籍または利用中の児童のみが対象。
虐待やDV 避難		大分市子ども入園課管理担当班へお問い合わせください。